

令和元年度 第2回岐阜県障害者施策推進協議会 議事要旨

1 日 時 令和2年2月14日（金）10:00～11:50

2 場 所 岐阜県水産会館1階 大会議室

3 出席者 委員18名、オブザーバー2名、事務局11名（別紙参照）

4 議 題

- (1) 令和2年度障がい福祉関連の主要事業(案)について
- (2) 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定方法等(案)について

5 議事要旨 (○印：委員、●印：事務局)

< 議題 >

1 令和2年度障がい福祉関連の主要事業(案)について

- 一般の方は、成年後見人制度についてよく知らない。身上監護について1か月に1回程度しか来ない、または全く来ない職業後見人がいる。福祉施設職員の方がよくお世話してくれている場合がある。また、障害年金だけで暮らす障がい者も、後見人に毎月報酬を支払わなければならない。成年後見人制度は、良い部分もあるが、制度をよく知らずに利用した人が後で困っている。この制度は途中でやめることができないため、制度内容を事前にしっかりと説明する必要がある。
また、教育制度が変わっていく中で、インクルーシブ教育システムを取り入れるためには教員養成が大事である。
- 成年後見人制度は、国が主導で進めている制度であるが、家庭裁判所や三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）と協議する場があるため、委員のご意見を伝えたい。また、県社会福祉協議会や各市町村の社会福祉協議会に対して、成年後見人制度のメリット、デメリットをきちんと伝えて進めるように周知を徹底してまいりたい。
- 県教育委員会では、岐阜県総合教育センター等において、発達障がいに関する教員研修を実施している。教員として採用される前の養成段階において、発達障がいについて専門的に学べるよう、関係機関に対してカリキュラムの配慮などをお願いしてまいりたい。
- 成年後見人制度について、途中からやめることはできないものなのか。視覚障がい者から相談を受けたことがある。

- 成年後継人の指名については家庭裁判所が行っており、個々の事案において必要があれば家庭裁判所にご相談いただきたい。
- 農福連携推進活動事業費補助金について、障がい者の受入体験や農業者と福祉事業所のマッチングを行っているが、障がい者が就労するための助成金なのか。また、岐阜県版農業ジョブコーチとは、どのようなものなのか。
- この補助金は、農業経営課が所管するものであるが、県農畜産公社を通じて農業経営体と就労系障害福祉サービス事業所の両方に対して支援するものである。また、2つ目のご質問について、農業版ジョブコーチ制度は農林水産省が推奨しているものだが、それを岐阜県の事情に合わせたものが岐阜県版農業ジョブコーチである。
- 就農した方のコメントの中で「将来は障がいを持つ人を雇用したい」とよく聞かすが、障がい者を雇用するまで至っていない場合が多い。農業者と福祉事業所のマッチングがうまくいっていないように思う。障がい者の就労に重点をおいて情報提供してもらいたい。
- 福祉事業所が農業分野に進出するにあたっては、設備投資が必要であるし、農業特有の技術も必要となってくる。そういった事を踏まえながら支援していきたい。
- 先日、農福連携に関する会議に出席したが、就労に至る仕事の切り出しの部分が課題になってきている。その切り出しに関する農業法人への働きかけなどが増え、少しずつ進んでいる状況であった。
- 2点聞きたい。成年後見人制度の利用促進について、地域連携ネットワークができつつあるが、まだそれほど整備されていない。特に小さな市町村は単独で取り組むことが大変であるため、大きな地域で1つの取り組みができるように県から支援、指導していただきたい。もう1点は、グループホームの整備について、既存の建物を整備する際のスプリンクラーの設置基準について、愛知県では避難訓練と組み合わせることにより基準が緩和されると聞いているが、岐阜県でも同様に緩和する予定はあるか。
- 成年後見人制度の利用促進について、来年度は、圏域ごとに会議を開催して体制整備の課題を解決したり、県内外でネットワークを築いた経験のある方をアドバイザーとして希望する市町村に派遣する予定である。また、県内でも単独の市町村だけでなく、広域で体制整備を検討しているところもあり、必要なフォローを行ってまいりたい。
- グループホームの防火安全対策について、従来の面積要件である「延べ床面積275㎡以上」は撤廃され、基本的にはスプリンクラーなど設備の

設置が義務付けられている状況であり、設置に向けた財政支援を行っているところである。愛知県の取り組みは把握しているが、現時点では、国が設置を義務付けていることから、入所者の安全安心を第一に考え、国の基準を順守しているものである。今後については、愛知県の状況も踏まえながら考えてまいりたい。

- 国の基準があることは分かるが、愛知県は基準の緩和措置を行っており、岐阜県でも検討していただきたい。絶対的にグループホームの数が足りない、ということであれば、愛知県のように取り組むべきだと思う。
- グループホームなどの整備補助金について、中核市には出ないのか。グループホームを増やさないと困る障がい者が出てくるため、中核市にも補助金が出るように考えていただきたい。また話は変わるが、圏域発達障がい支援センターは、岐阜圏域を除く4圏域しか設置されていない。岐阜圏域には岐阜県発達障害者支援センターのぞみがあるが、もう少しきちんと仕事ができるようになってほしい。相談を受けることだけが支援センターの業務ではない。岐阜圏域にも、圏域発達障がい支援センターを設置してほしい。
- グループホームの整備補助金について、国の補助金制度としては、中核市に権限が移行されていることから、岐阜市内で国の補助金を利用して施設整備する場合は、岐阜市へ申請していただく必要がある。岐阜市以外については、県へ申請していただき、県が財政支援させていただくことになる。また、予算の都合により国の補助金に採択されなかった案件については、岐阜市を含む市町村と県と一緒に協力して支援する補助制度をご活用いただきたい。また、2点目の圏域発達障がい支援センターに関するご意見について、岐阜圏域では、岐阜県発達障害支援センターのぞみが圏域センターの業務を兼ねている状況である。地域に根ざした支援を行うことが必要であり、岐阜圏域ではのぞみが今まで取り組んできた。児童期の支援は、徐々に市町村に移行しているところであるが、まだ十分ではないことは承知している。また、成人期以降の新たな支援も必要であると認識しており、のぞみの機能強化や圏域センターの新設などを含めて、発達障がい支援体制会議において議論を重ねて対応を検討してまいりたい。
- 障がい者職業能力開発校について、重度障がいを持つ難病患者から「利用したい」との声があるが、開発校側はそういった生徒を受け入れることはできるのか教えてほしい。また、テレワークに対するスキルを身につけるカリキュラムをぜひ位置付けていただきたい。さらに、障がい者総合就労支援センターの入居機関として県立ハローワークの取り組みについて教えてほしい。
- 開発校は、一般就労を目指す方に職業訓練行う施設で、重度障がいや難病の方というだけで入校を拒むものではない。ただし、集団で訓練を

受講できる方という条件を設けており、例えば、開発校に介助職員はならず、介助なしに訓練を受講できる必要がある。また、通っていただいて集団訓練を行うこととしており、通えない方の入校は困難と考える。

県立ハローワークは、県が直営で無料職業紹介事業を行うものである。

テレワークについては、多様な働き方の1つとして、企業向けセミナーでPRするなど、導入企業拡大に向けて取り組んでいる。そうした求人があれば、県立ハローワークにおいてマッチングを行っていく。

- 精神障がい者雇用促進事業について、県内6か所の障害者就業・生活支援センターに精神障がい者就労支援ワーカーを設置することについて、詳しく教えてほしい。また、医師の判断で訪問看護を受けることができるが、医師と相性が合わない場合、精神障がい者本人が病院に行けずにいることが大きな問題になっており、相性が合わない医師を変えることはできるのか教えてほしい。
- 精神障がい者雇用促進事業は、県内6か所の障害者就業・生活支援センターに、精神保健福祉士や社会福祉士の資格を持った方を精神障がい者就労支援ワーカーとして各1名配置してもらうもので、県からの委託事業である。
- 訪問看護については、介護保険受給者である場合は、介護保険の訪問看護を利用することができる。また、介護保険受給者ではない場合は、相談支援専門員が医療機関と十分に調整するなどし、医師に必要な訪問看護サービスの指示書を出してもらう必要がある。
- 医師との相性が合う、合わないという問題について、まずは地域の医師会に医師と相性が合わないことを相談する方法が1つである。その他には、身近なかかりつけ医を作って相談する方法もある。意見書を書く医師と相性が合わないことは誰でも起こりうることだと理解している。相性の合う医師を探す必要がある。イギリスでは、社会的処方取り組みが行われているが、日本ではまだそういった仕組みはない。昨年12月に日本地域包括ケア学会の第1回学会が開催されたが、支援を必要とする幅広い人を対象に地域社会全体で包括ケアに取り組む必要性を言われており、そういった方向に変わっていくと思う。

2 「第3期岐阜県障がい者総合支援プラン」の策定方法等(案)について

- 先ほどからグループホームに関する意見が出ており、このアンケート調査結果でも知的障がい者がグループホームを求める声が多い。日本グループホーム学会が実施した調査によると、全国的には施設入所支援の利用者数とグループホーム入居者数が同じくらいであり、愛知県や長野県ではグループホーム入居者数の方が多い状況である。一方、岐阜県では、第2期岐阜県障がい者総合支援プラン策定時の調査結果によると、

まだ施設入所支援の利用者がグループホーム入居者数を大きく上回っており、グループホームの整備が進みにくい状況にあるのではないかと推測できる。整備費用の問題だけではなく、地域住民の理解を得ることも問題がある。また、人材の確保も困難である。整備が進まない原因を明らかにして対処していく必要がある。

- グループホームの事業所数は増加傾向にあるが、まだサービス見込量には達していない状況である。今回のニーズ調査においても、グループホームを希望する方が多いことは明らかになっており、第3期プランを策定する中で方向性を検討していきたいと考えている。
- グループホームは、建物のことだけではなく、夜間の職員配置などサービスの質が問われている。また、今回の調査結果において知的障がいと発達障がいの区分に分かれているが、知的障がいの基準について、岐阜県では発達障がいの診断書がある場合はIQ85以下で療育手帳を交付されるが、愛知県ではIQ75以下であるなど、基準が各都道府県において異なっている。そういうことを念頭に置いて考えてもらいたい。
- 今後の検討の中でご意見を反映していただきたいと思います。
- 昨年11月、愛知県で開催された精神障がいの全国大会において、ベルギー保健省の方による地域移行に関する講演があり、ベルギーの取り組みが紹介された。法律を整備しないと精神障がい者の地域移行が進んでいかない、という話であった。こういった会議に県職員も参加して学んでいただきたい。
- 昨年、ベルギーに行って調べてきたが、病院に入院していた精神障がい者が地域に移行することができた理由の1つは、段階的に地域に移行することもそうだが、行政がやれないことを自由にサポートする組織が活躍したことであった、と聞いたのでお伝えする。
- 第3期障がい者総合支援プランの策定にあたり、非常に変化の激しい時代の中で、量や質に課題を持っているが、どうニーズを把握して的確に福祉サービスにつなげていくか、次年度に各委員のご意見をいただきながら進めていくのでよろしくお願ひしたい。